

排出抑制及び再使用について

1 排出抑制のために各主体が果たすべき役割

(1) 消費者の役割

現状

現行の容器包装リサイクル法における消費者の役割については、同法第4条（消費者及び事業者の責務）において「事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努める・・・」とされている。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）における「二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」においても、「消費者は、商品等の購入等に当たっては、自ら買物袋等を持参し、また、簡易包装化がなされている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用が可能な容器（以下「リターナブル容器」という。）を用いている商品等を選択すること等により、容器包装廃棄物の排出のできる限りの抑制に取り組むことが必要である。」とされている。

さらに、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）における「第5章 各主体の果たす役割」の「第1節 国民」においても、「国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。具体的には、使い捨て製品の使用や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、エコバッグの利用、再生品や詰め替え製品の優先的な購入・・・」とされている。

課題

家庭から排出される容器包装廃棄物の総量については必ずしも十分な減量効果が現れていない（資料3の1）等現行法及び基本方針に掲げられている消費者の役割が十分に果たされていないのではないか。例えば、

- ・ 買物袋等の持参が進まず、レジ袋等の使用が抑制されていないのではないか。（資料3の2）
- ・ 簡易包装化がなされている商品、詰め替え可能な商品、リターナブル

容器を用いている商品等の選択が消費者に十分に浸透していないのではないか。(資料3の3)

対応の方向

レジ袋の削減等消費者が現行法及び基本方針に掲げられている役割をこれまで以上に果たしていくためにはどうしたらよいか。

現行法、基本方針等に掲げられている役割以外にどのようなものが考えられるか。

消費者の意識を変える上で具体的にどのような方策がありうるか。

(2) 市町村

現状

基本方針における「二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」においては、「地方公共団体は、国の施策()に準じて容器包装廃棄物の排出を抑制するよう必要な措置を講じるよう努めることが必要である。」とされている。

「国は、自ら率先して、過剰に包装された商品の購入を極力避け、詰め替え可能な商品やリターナブル容器を用いている商品の積極的購入を図ることとする。また、簡易包装やリターナブル容器の使用等容器包装廃棄物の排出の抑制について、その促進に必要な方策等に関する調査研究、消費者等に対する普及、啓発その他の施策を講ずることが必要である。」

また、容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画には、「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を定めることとされている。(資料3の4)

さらに、循環計画における「第5章 各主体の果たす役割」の「第4節 地方公共団体」においても、「地方公共団体は、地域づくりを推進していく上で重要課題の一つである循環型社会を形成するため、地域の自然的・社会的条件に応じた法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。具体的には、地域づくりにおいて、廃棄物の分別収集・適正処理はもとより、経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進・・・」とされている。(資料3の5)

このほか、廃棄物処理法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員の活動(資料3の6)等を通じた容器包装廃棄物の排出抑制に対する普及、啓発等を実施している。

課題

家庭から排出される容器包装廃棄物の総量については必ずしも十分な減量効果が現れていない（資料3の1）ことから、市町村の役割が十分に果たされていないのではないかと。特に、住民への容器包装廃棄物の排出抑制に対する普及、啓発等が十分に浸透していないのではないかと。

対応の方向

現行法に基づく市町村分別収集計画、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画等の既存計画や循環型社会形成推進地域計画において排出抑制のための目標を定めること（資料3の7）等により、市町村における容器包装廃棄物の排出抑制に向けた取組を計画的に推進すべきではないかと。

排出者である住民に排出量に基づいた負担を求めるような容器包装廃棄物の有料化を導入すべきではないかと。

廃棄物減量等推進員等の活用により、住民への容器包装廃棄物の排出抑制に対する更なる普及、啓発等に取り組むべきではないかと。

基本方針等に掲げられている役割をこれまで以上に果たしていくためにはどうしたらよいか。

基本方針等に掲げられている役割以外にどのようなものが考えられるか。

(3) 事業者

現状

現行法における事業者の役割については、消費者の役割と同様、同法第4条（消費者及び事業者の責務）において「事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努める・・・」とされている。

また、基本方針における「二 容器包装包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」においても、「事業者は、事業活動に係る商品の購入等に当たっては、容器包装廃棄物の排出のできる限りの抑制に取り組む必要がある。また、容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める必要がある。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、詰め替え可能な商

品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効率的な容器包装とするよう努める必要がある。」とされている。

さらに、循環計画における「第5章 各主体の果たす役割」の「第3節 事業者」においても、「事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待されます。具体的には、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減・・・」とされている。

これらを踏まえ、特定事業者においては、容器の軽量化、薄肉化等の努力も行われ、容器包装廃棄物の減量等について一定の成果が得られたところである。(資料3の8及び9)

課題

家庭から排出される容器包装廃棄物の総量については必ずしも十分な減量効果が現れていない等現行法及び基本方針に掲げられている事業者の役割が十分に果たされていないのではないかと。例えば、

- ・ 量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制が進んでいないのではないかと。
- ・ リターナブル容器の使用、簡易包装化、内容物の詰め替え方式の採用等容器包装の減量化に対する努力は十分に行われているか。

対応の方向

事業者が現行法、基本方針等に掲げられている役割をこれまで以上に果たしていくためにはどうしたらよいか。

現行法及び基本方針に掲げられている役割以外にどのようなものが考えられるか。

2 リターナブル容器の利用促進

(1) 現状

我が国のリターナブル容器は、欧州の一部の国で見られるペットボトルの利用はなく、ガラス瓶が中心となっており、その利用量は、ガラス瓶自体の生産量の減少と相俟って、年々減少している。また、その用途は、集配システムが整備されている業務用のビール瓶や牛乳瓶等一部の容器に限られている。(資料3の10)

地域における3Rの自主的な取組を支援するために環境省が実施している循環型社会形成実証事業(エコ・コミュニティ事業)においては、お祭りやイベント等におけるリユースカップの導入に係るシステムの開発、南九州における焼酎の販売等に利用されている茶瓶の規格統一及び回収システムの構築等を支援するとともに、サッカー場等におけるリユースカップの導入に向けた調査等を実施したところである。(資料3の11及び12)

(2) 課題

リターナブル容器については、

- ・ ワンウェイ容器に比べ、廃棄物の排出抑制には効果があると考えられること
- ・ 基本方針においても、リターナブル容器を利用した商品選択やリターナブル容器の利用促進を掲げていること

等からその利用促進策について検討する必要があるのではないか。

(資料3の13)

一方、リターナブル瓶については、重くて割れるため扱いづらいものであること等の利便性の問題やライフスタイルの変化等により減少しているのではないか。

(3) 対応の方向

デポジット制度についてどのように考えるか。(資料3の14)

- ・ デポジット制度の導入によりリターナブル容器の利用促進を図ることができるか。
- ・ 店頭回収という消費者の手間や小売店等におけるストックヤードの確保、デポジット料金の管理等新たな社会コストの発生をどのように考えるか。自主回収認定制度の要件を緩和すべきではないか。(資料3の15)
- ・ 当初から高い回収率の達成を求めるとはなく、段階的な達成についても認定する等柔軟な運用をすべきではないか。

- ・ 地域限定的な容器や集配システムが整備されている容器等一部の特定のものについては有効であると考えられるが、全国に商品を販売している事業者にとっては、回収に要する費用との比較から困難なものではないか。
- ・ 要件を緩和しすぎた場合には、自主回収しない容器が増加し、他の特定事業者等の負担が増加するのではないか。

その他、リターナブル容器に対する助成や韓国で見られるような飲食店等における一回用品の使用規制に係る自主協定（資料3の16）、リターナブルペットの開発等が考えられないか。

3 その他の排出抑制対策

(1) 現状

特定事業者においては、容器の軽量化、薄肉化等について一定の成果は得られたものの、容器包装廃棄物を含む一般廃棄物の排出量は横ばいないし微増傾向で推移しており、また、家庭から排出される容器包装廃棄物の占める割合についても、容積比で約6割、重量比で2～3割程度となっており、必ずしも減量効果は現れていない。

(2) 課題

容器包装廃棄物の排出抑制策については、リターナブル容器の利用促進策以外の施策についても、実効性ある施策を幅広く検討する必要があるのではないか。

(3) 対応の方向

排出抑制に係る自主基準の設定、優良事業者の優遇措置、自治体と事業者等の協定（資料3の17）等を検討すべきではないか。